

府中市立府中第七中学校 運動部活動に係る活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>府中市教育委員会の方針に則り、本校は義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点にたち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。 2 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
<p>適切な休養日等の設定方針</p>	<p>【休養日】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。 (平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。) 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 <p>【活動時間】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含まない。 2 大会、練習試合等の活動時間についても、上記1を準拠する。 <p>【安全への配慮】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 顧問は生徒の心身の健康、事故防止に十分配慮し、適切な活動がおこなわれるよう努める。
<p>設置されている運動部活動名</p>	<p>陸上部 卓球部 バスケットボール部 ダンス バドミントン</p>